

建築物の不良度の判定基準

判定区分		判定項目	判定内容	不良度判定点		判定点の上限
1	構造一般の程度	①基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10		45
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25		
2	構造の腐朽又は破損の程度	①基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているものその他小修理を要するもの	25		100
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるものその他大修理を要するもの	50		
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
		②外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	15		
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽若しくは破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25		
		③屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	15		
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	25		
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50		
		3	防火上又は避難上の構造の程度	①外壁		
イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20					
②屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10		
4	排水設備	①雨水	雨樋がないもの	10		10

合計	点
----	---

備考

- 一の判定項目につき、該当する判定内容が2又は3ある場合は、当該判定項目についての不良度判定点は、当該判定内容に応ずる各不良度判定点のうち最も高い不良度判定点とする。
- 一の判定区分につき、不良度判定点の合計点が当該判定区分の判定点の上限を超える場合は、判定点の上限を合計点とする。